

《 警備業務の種類 》

《 1号警備業務 》

オフィスビル、銀行、住宅、公共施設等の盗難や事故の発生を警戒・防止のほか、空港や航空機の安全を確保する業務です。



《 2号警備業務 》

祭礼、花火大会、各種イベント等で混雑する場所での雑踏整理、道路工事や建設現場周辺での人や車の誘導を行い、事故等の発生を警戒・防止する業務です。



《 3号警備業務 》

現金、貴金属、美術品等の貴重品又は核燃料物質などの危険物を運搬する際に、盗難や事故の発生を警戒・防止する業務です。



《 4号警備業務 》

人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒・防止する業務です。
一般的に「ボディガード」と呼ばれています。



《 警備員として働くには? 》

各都道府県の公安委員会が認定している警備会社に入社し、警備業務に必要な法令や従事する業務に対応した知識及び技能の修得のための教育を受けていただいた上で、警備員として仕事を始めることになります。

[警備員の制限]

18歳未満の方など、警備業法で定められている要件を満たしていない場合は、警備員になることができません。

業務区分、勤務条件、採用条件等については、ハローワークの求人票をご覧ください
募集中の警備会社にお問い合わせください。